

雇用調整助成金について

概要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。

助成内容

- 休業を行った際に労働者に支払われた休業手当等の一部を助成。
 - ・ 大企業:2/3 中小企業:4/5
 - ・ 労働者を解雇等していない場合は、大企業:3/4 中小企業:9/10ただし、雇用保険基本手当日額の最高額(7,685円)を日額上限とする。

畜産農家における活用

- 雇用保険の適用事業所であれば、経済上の理由により事業活動が縮小した場合に活用が可能。
例えば、
 - ① 口蹄疫の直接の影響(殺処分、移動制限等)後において、家畜の供給が減ったために新たに家畜が購入できない等口蹄疫被害の前の規模で事業を再開できない事情があり、これに伴い事業活動が縮小した場合。
 - ② 畜産以外にも小売業など複数の業種の事業を行っている事業所であって、口蹄疫の直接の影響(殺処分、移動制限等)による畜産事業の事業活動の縮小分を除いてもなお、他の業種で事業活動が縮小している場合。

問い合わせ先

- 宮崎労働局職業対策課助成金申請・受付コーナー(TEL0985-38-8824)又は最寄りのハローワークへ。